

吸収分割に関する事後備置書類
(簡易吸収分割)

2023年11月1日

セーレン株式会社
セーレン商事株式会社

2023年11月1日

各位

福井県福井市毛矢1丁目10番1号
セーレン株式会社
代表取締役会長 川田 達男

福井県福井市毛矢1丁目10番1号
セーレン商事株式会社
代表取締役社長 吉田 浩巳

会社分割に係わる事後開示書面

セーレン株式会社（以下「分割会社」という）とセーレン商事株式会社（以下「承継会社」という）は、2023年9月21日付で締結した吸収分割契約書に基づき、本日を効力発生日として、分割会社が同契約書に記載の事業に関して有する権利義務を、承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という）を行いました。本吸収分割に関する会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条各号に定める事項は、以下の通りです。なお、本吸収分割は、分割会社においては会社法第784条第2項に定める簡易分割となり、承継会社においては会社法第796条第2項に定める簡易分割となります。

記

1. 本吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）
2023年11月1日
2. 分割会社における会社法第784条の2、第785条、第787条、及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）
 - （1）会社法第784条の2（株主による吸収分割の差止請求）の規定による手続の経過について
本吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。
 - （2）会社法第785条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過について
本吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。
 - （3）会社法第787条（新株予約権買取請求手続）の規定による手続の経過について
取扱いに変更はありません。
 - （4）会社法第789条の規定による手続の経過（債権者の異議）
分割会社は2023年9月21日付官報及び同日付で開始した電子公告において、同社の債権者に対し、会社法第789条第2項及び第3項に定める公告を行いました。同条第1項第2号の規定に基づき異議申述を行った債権者はおりませんでした。
3. 承継会社における会社法第796条の2、第797条の規定及び第799条の規定による手続の経過
 - （1）会社法第796条の2（株主による吸収分割の差止請求）の規定による手続の経過について
本吸収分割は、会社法第796条第2項に規定する簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。
 - （2）会社法第797条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過について
本吸収分割は、会社法第796条第2項に規定する簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条（債権者の異議）の規定による手続の経過について

承継会社は、2023 年 9 月 21 日付官報において、同社の債権者に対し、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項に定める公告を行いました。同条第 1 項第 2 号の規定に基づき異議申述を行った債権者はありませんでした。

4. 本吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、効力発生日である 2023 年 11 月 1 日をもって、吸収分割契約の定めに従い、分割会社が本件事業に関して有する権利義務を承継いたしました。本吸収分割に伴い、承継会社が分割会社から承継した資産の額は 72,149 千円、負債の額は 13,559 千円です。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日

2023 年 11 月 1 日（予定）

6. その他重要な事項

該当事項はありません。

以上